

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 T A C 株式会社

【英訳名】 T A C C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 敏男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号

【電話番号】 03(5276)8913

【事務連絡者氏名】 取締役 I R 室長 野中 将二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号

【電話番号】 03(5276)8913

【事務連絡者氏名】 取締役 I R 室長 野中 将二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案 剰余金配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額 55,511,796円

ロ 効力発生日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

<株主提案（第4号議案から第11号議案）>

第4号議案 取締役の解任

第5号議案 定款一部変更の件（個人情報漏洩の禁止）

第6号議案 定款一部変更の件（オープンレターへの署名禁止）

第7号議案 定款一部変更の件（「パパ活」用語の正しい使用）

第8号議案 定款一部変更の件（名誉棄損企業等への取引の禁止）

第9号議案 定款変更の件（株主総会の適正化）

第10号議案 定款変更の件（本店所在地の変更）

第11号議案 定款の一部変更の件（人への投資関連の講座の策定と開示）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金配当の件 (注) 4	132,180	420	0	(注) 1	可決 (99.68%)
第2号議案 定款一部変更の件	128,723	505	0	(注) 3	可決 (97.07%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件 (注) 4					
多田 敏男	124,701	7,898	0	(注) 2	可決 (94.04%)
近藤 敦	131,702	897	0		可決 (99.32%)
金井 孝二	131,702	897	0		可決 (99.32%)
猪野 樹	128,186	4,413	0		可決 (96.67%)
干潟 康夫	131,699	900	0		可決 (99.32%)
横山 太一	131,700	899	0		可決 (99.32%)
高橋 裕	131,700	899	0		可決 (99.32%)
川野 貴未	131,700	899	0		可決 (99.32%)
野中 将二	131,697	902	0		可決 (99.32%)
齋藤 智記	131,656	943	0		可決 (99.29%)
阿部 茂雄	131,575	1,024	0		可決 (99.22%)
池上 玄	131,657	942	0		可決 (99.29%)
第4号議案 取締役の解任	9,812	122,762	0	(注) 2	否決 (92.58%)
第5号議案 定款一部変更の件	6,592	125,983	0	(注) 3	否決 (95.01%)
第6号議案 定款一部変更の件	6,408	126,161	0	(注) 3	否決 (95.14%)
第7号議案 定款一部変更の件	6,130	126,444	1	(注) 3	否決 (95.35%)
第8号議案 定款一部変更の件	6,278	126,296	1	(注) 3	否決 (95.24%)
第9号議案 定款変更の件	6,207	126,367	1	(注) 3	否決 (95.30%)
第10号議案 定款変更の件	5,985	126,589	1	(注) 3	否決 (95.46%)
第11号議案 定款の一部変更の件	6,203	126,374	1	(注) 3	否決 (95.30%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4. 第1号議案及び第3号議案に対し修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議は成立する余地がなくなったため、議決権数は集計しておりません。

5. 賛成(反対)割合の算定に当たっては、無効票分についても議決権の数に参入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。